

(有 添 付 物)
国海査第 317 号の 2
令和 2 年 12 月 24 日

一般社団法人 日本舶用工業会
専務理事 安藤 昇 殿

国土交通省 海事局
検査測度課長 石原 典雄

船舶検査の方法の一部改正について（通知）

今般、別添のとおり検査の方法の一部を改正しましたのでお知らせします。

船舶検査の方法の一部改正について

1. 改正の経緯

規制改革実施計画(令和2年7月17日閣議決定)において、「原則として全ての見直し対象手続きについて、恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う」こととされていることを踏まえ、申請等について、押印することを求めない取り扱いを実施する。

2. 改正の内容

国民や事業者等に対して押印及び署名を求めている各様式等について、押印及び署名を不要とするための見直しを行う。

3. 適用時期

令和3年1月1日から適用する。

○検査の方法 B 編

(傍線の部分は改正部分)

改正後	現 行	備 考
<p>第 2 章 2.18 海上試運転 2.18.3 主機解放に代えて行う海上試運転次頁に定める主機海上運転記録経歴簿の各項目について計測を行い、適当であることを確認する。なお、当該記録は船舶件名表に添付すること。ただし、入渠前に当該経歴簿に定める各項目が事前に計測され提出された場合(機関長及び船舶所有者又は船長の記名)、当該データが適当であることが確認できれば、海上試運転に代えて係留運転として差し支えない。</p> <p>この場合、提出されたデータを船舶件名表に添付する経歴簿に記載し、備考欄に「船主による事前計測」と明記すること。</p>	<p>B 編 第 2 章 2.18 海上試運転 2.18.3 主機解放に代えて行う海上試運転次頁に定める主機海上運転記録経歴簿の各項目について計測を行い、適当であることを確認する。なお、当該記録は船舶件名表に添付すること。ただし、入渠前に当該経歴簿に定める各項目が事前に計測され提出された場合(機関長及び船舶所有者又は船長の記名、押印)、当該データが適当であることが確認できれば、海上試運転に代えて係留運転として差し支えない。</p> <p>この場合、提出されたデータを船舶件名表に添付する経歴簿に記載し、備考欄に「船主による事前計測」と明記すること。</p>	<p>押印不要</p>

○検査の方法 附属書 F

(傍線の部分は改正部分)

改正後	現 行	備 考
7. ナブテックス受信機整備基準 GMDSS 総括表中 整備技術者 氏名 (削る)	7. ナブテックス受信機整備基準 GMDSS 総括表中 整備技術者 氏名 <u>印</u>	押印不要

○検査の方法 附属書 H

(傍線の部分は改正部分)

改正後	現 行	備 考
別記 1 船舶電気装置工事事業場の施設及び能力の基準 別紙様式 1-1 中 証明願 願出者の氏名又は名称及び住所 (削る)	別記 1 船舶電気装置工事事業場の施設及び能力の基準 別紙様式 1-1 中 証明願 願出者の氏名又は名称及び住所 印	押印不要
別記 2 降下式乗込装置サービス・ステーションの施設等の基準 別紙様式 2-1 中 証明願 願出者の氏名又は名称及び住所 (削る)	別記 2 降下式乗込装置サービス・ステーションの施設等の基準 別紙様式 2-1 中 証明願 願出者の氏名又は名称及び住所 印	押印不要
別記 3 GMDSS 設備サービス・ステーションの施設等の基準 別紙様式 3-1 中 証明願 願出者の氏名又は名称及び住所 (削る)	別記 3 GMDSS 設備サービス・ステーションの施設等の基準 別紙様式 3-1 中 証明願 願出者の氏名又は名称及び住所 印	押印不要
別記 4 航海用レーダー等装備・整備事業場の施設等の基準 別紙様式 4-1 中 証明願 願出者の氏名又は名称及び住所 (削る)	別記 4 航海用レーダー等装備・整備事業場の施設等の基準 別紙様式 4-1 中 証明願 願出者の氏名又は名称及び住所 印	押印不要
別記 5 内燃機関等の解放整備を行うサービス・ステーションの施設等の基準 別紙様式 5-1 中 証明願 願出者の氏名又は名称及び住所 (削る)	別記 5 内燃機関等の解放整備を行うサービス・ステーションの施設等の基準 別紙様式 5-1 中 証明願 願出者の氏名又は名称及び住所 印	押印不要
<u>別紙様式 5-3</u> 内燃機関整備点検記録 整備点検責任者 (削る) 船長又は機関長の所見 <u>船長／機関長記名</u>	<u>別紙様式 6-3</u> 内燃機関整備点検記録 整備点検責任者 印 船長又は機関長の所見 <u>船長／機関長署名</u>	誤記修正 押印不要 署名不要

別記 6 救命艇等の整備を行うサービス・ステーションの施設等の基準 別紙様式 6-1 中 証明願 願出者の氏名又は名称及び住所 (削る)	別記 6 救命艇等の整備を行うサービス・ステーションの施設等の基準 別紙様式 6-1 中 証明願 願出者の氏名又は名称及び住所 印	押印不要
---	--	------

○検査の方法 附属書 J

改正後	現 行	備 考
7.1.5 立会検査員が修理を要求する意見の場合は、修理すべき各項目は、番号付けしたリストで識別すること。修理が行われるときは、番号付けしたリストの関連項目を明確に引用し <u>チェックマーク</u> を付すことで実施された修理の詳細が報告されること。上記修理項目リストの番号を参照し、関連する項目ごとに具体的な記述で報告すること。	7.1.5 立会検査員が修理を要求する意見の場合は、修理すべき各項目は、番号付けしたリストで識別すること。修理が行われるときは、番号付けしたリストの関連項目を明確に引用し <u>印</u> を付すことで実施された修理の詳細が報告されること。上記修理項目リストの番号を参照し、関連する項目ごとに具体的な記述で報告すること。	押印不要

関連通達

改正後	現 行	備 考
海検第 59 号/昭和 61 年 6 月 5 日付け 別紙 4(1) (c) 整備責任者は、合格品の整備記録及びラベルに認印を捺し、別記様式の確認日誌に記載し <u>記名の上</u> 整備済証明書を発行する。 (削る)	海検第 59 号/昭和 61 年 6 月 5 日付け 別紙 4(1) (c) 整備責任者は、合格品の整備記録及びラベルに認印を捺し、別記様式の確認日誌に記載し <u>記名押印の上</u> 整備済証明書を発行する。 <u>確認日誌と整備済証明書とは認印で割印する。</u>	押印不要

附 則

この船舶検査の方法の一部を改正する通達は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。